

平成19年6月6日

第19回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. アメトリン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年3月5日に厚生労働大臣より意見聴取をされ、第6回確認評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

発がん性試験においてラットに精巣間細胞腫等が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、ADIの設定は可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた1年間の慢性毒性試験の7.2 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.072 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。

2. フリラゾール

(1) 用途

薬害軽減剤

(2) 審議の経緯

厚生労働省より、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成18年12月18日に厚生労働大臣より意見聴取をされ、第2回確認評価第三部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験で肝細胞癌及び肝細胞腺腫が、マウスを用いた発がん性試験で肝細胞癌、肝細胞腺腫、細気管支・肺泡癌及び細気管支・肺泡腺腫が認められたが、生体にとって問題となるような遺伝毒性が認められていないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、ADIの設定は可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験で得られた無毒性量0.26 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数300(イヌにおける慢性毒性試験が行われていないため、安全係数を300とした。)で除した0.00086 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。